

不利益処分の処分基準 個票

		課等名 <u>障がい福祉課</u>	No.
不利益処分の内容		重度障害者医療証の受給資格喪失の通知	
根拠法令及び条項		小田原市重度障害者医療費助成条例施行規則第5条第2項及び第9条	
処 分 基 準	関係条項	小田原市重度障害者医療費助成条例（以下「条例」という。）第3条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	対象者が条例第3条の規定に該当しないと認め、又は同条第2項の規定に該当すると認めたときは、当該対象者であった者に対し受給者資格喪失の通知を行う。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成29年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	

(様式4裏面)

処 分 基 準	基 準	
------------------	-----	--